

瑞浪市議長殿



陳情団体 456-0006 愛知県名古屋市中熱田区沢下町 9-7 労働会館東館 405
 全国福祉保育労働組合東海地方本部
 執行委員長 塚本 洋平

人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、国に対して賃金の引き上げと職員増員のための財政措置の意見書提出を求める陳情

保育・障害・介護職場での慢性的な人手不足は深刻な事態となっており、「募集しても人が来ない」状況が続いています。そのことは、現在いる職員に過重負担としてのしかかり、入職してもすぐに辞めてしまう、その後の人員が確保できないという負の連鎖に陥っています。保育・障害・介護、どの職場でも「一人の職員が対応する人数が多く、呼ばれてもすぐに行って対応することができない」「事故がないように見守るだけで精一杯」という声が上がリ、現場から福祉の仕事のやりがいそのものを奪っています。また、保育現場では「おむつ交換などの排泄介助が十分にできない」介護現場では「人員が足りず入浴の回数を減らさざるをえない」など、誰にでも大切にされるべき尊厳が守られない、必要な支援を縮小せざるをえない状況もあります。

保育・障害・介護職場において、労働時間のほとんどは子ども・利用者と直接関わる時間です。食事や睡眠の時間は事故が起りやすく、リスクが高まる時間でもあります。そのことから、「休憩時間もままならない」という声や、「夜遅くまで残って、事務作業をしている」という声も少なくありません。不適切な支援や虐待の報道も相次いでおり、その背景には現場の余裕のなさがあるといえますが、多くの福祉・保育施設では過酷な状況のもと職員のぎりぎりの努力があり、福祉の当事者の安全・安心が守られています。しかし、過重労働や休憩もまともにとることができない労働者自身の身体や生活と、福祉の当事者の安全・安心が常にてんびんにかけられているのは、労働者自身の人権も福祉の当事者の人権も守ることはできません。

国は『両立支援』を掲げ、育児介護休業法が改正されました。しかし、目の前の子ども・障害のある人・高齢者をケアする必要がある保育・障害・介護職場において、代替職員の配置がなければ、子どもが病気の際の休暇取得や時短勤務など、法律で謳われているような働き方をすることはできません。また、保育・障害・介護職場で働く労働者の多くが最賃近傍となっているため、最低賃金が引き上がることは重要ですが、保育の公定価格や障害・介護の報酬には最低賃金引き上げ分は見積もられておらず、それぞれの施設の努力だけで賃金の引き上げは困難です。公的な財源で運営される保育・障害・介護職場では、法律に基づいて適切に運用するための国による財政措置が不可欠であるとともに、人間らしく暮らせる賃金にするための更なる改善が必要です。

人権保障を担う保育・障害・介護職場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる職場にするため、下記の要望項目について、地方自治法第 99 条に基づき議会として国に対して意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

記

1. すべての保育・障害・介護職場で働く職員の賃金を全産業平均並みに引き上げるよう国に意見をあげてください。
2. 保育の公定価格、障害・介護の報酬単価に、最低賃金の引き上げ分を上乗せするよう国に意見をあげてください。
3. 改正育児介護休業法にもとづく両立支援のための代替職員を配置できる補助をするよう国に意見をあげてください。
4. 福祉の当事者の安全と人権が守られ、福祉職員の休憩・休暇・事務時間が保障できるように、保育・障害・介護職場の人員増ができる財政措置を国に意見をあげてください。

以上